

年輪プラン推進委員会	
資料2	H31.3.18

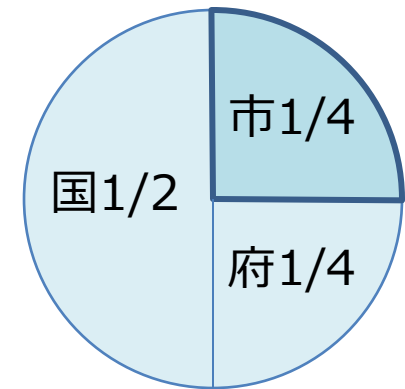
低所得者の第1号保険料 軽減強化について（案）

吹田市福祉部高齢福祉室
介護保険グループ

概要

**消費税率10%への引上げに伴い、
公費により低所得者に対する介護
保険料軽減強化を行う。**

公費の負担割合



<目次>

- 1 これまでの経過 (p.4~)
 - 2 改正内容について (p.5~)
 - 3 今後の展望 (予定) (p.12~)
- 参考資料 (p.14~)

概要

平成30年度～平成32年度
(2018年度～2020年度)

1 介護給付費見込額
約 8 4 3 億円

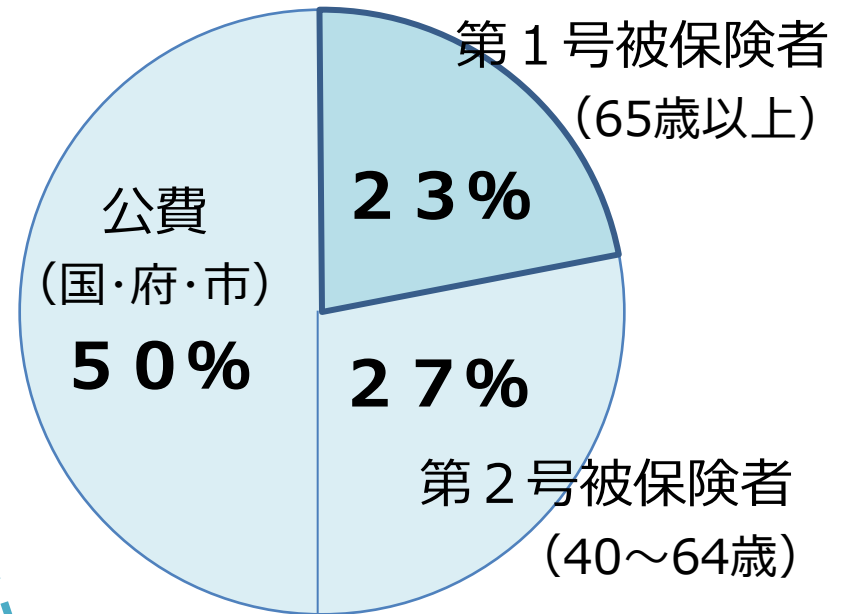
23%

2 第1号被保険者負担額
約 1 8 7 億円

約9万人

3 保険料 (基準額)
年額 70,800円
月額 5,900円

介護給付費



- ・介護給付費準備基金の取崩し
- ・調整交付金見込額
- ・保険料収納率 など

概要

第7期吹田健やか年輪プランにおける介護保険料段階

(単位：円)

所得段階	内 容		保険料率	保険料 (年額)
第1段階	非課税世帯 市民税	(1)生活保護を受給している方 (2)本人が老齢福祉年金を受給している方 (3)本人の合計所得金額と公的年金収入の合計が80万円以下の方	基準額×0.45	31,860
第2段階		本人の合計所得金額と公的年金収入の合計額が120万円以下の方	基準額×0.7	49,560
第3段階		120万円を超える方	基準額×0.725	51,330
第4段階	市民税課税世帯 本人が市民税 非課税	本人の合計所得金額と公的年金収入の合計額が80万円以下の方	基準額×0.875	61,950
第5段階 (基準額)		80万円を超える方	基準額	70,800
第6段階		本人の合計所得金額が60万円未満の方	基準額×1.075	76,110
第7段階		60万円以上100万円未満の方	基準額×1.1	77,880
第8段階		100万円以上120万円未満の方	基準額×1.125	79,650
第9段階		120万円以上160万円未満の方	基準額×1.17	82,836
第10段階		160万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	92,040
第11段階		200万円以上250万円未満の方	基準額×1.57	111,156
第12段階		250万円以上300万円未満の方	基準額×1.6	113,280
第13段階		300万円以上400万円未満の方	基準額×1.8	127,440
第14段階		400万円以上500万円未満の方	基準額×1.925	136,290
第15段階		500万円以上700万円未満の方	基準額×2.1	148,680
第16段階		700万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.3	162,840
第17段階		1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.5	177,000
第18段階		1,500万円以上の方	基準額×2.8	198,240

1 これまでの経過

平成27年7月 第1段階の介護保険料軽減を一部実施。
(2015年)

平成30年度（見込み）は年間約5,600万円の公費を投入し、
第1号被保険者（65歳以上）のうち約18,000人（20.0%）
の介護保険料を一人あたり年間3,540円軽減。

※当時の基準額は64,680円/年（5,390円/月）

第1段階	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	軽減内容 (平成26年度→平成27年度)
保険料率	基準額×0.5	基準額×0.45	-0.05
保険料額 (年額)	32,340円	29,106円	-3,234円 ※平成30年度は-3,540円

2 改正内容について

消費税率10%への引上げに伴い、更に公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を実施します。
 (第1段階のみ軽減 ⇒ 第1～3段階を軽減)

保険料段階	分類	現行 平成30年度 (2018年度)まで	改正後 平成31年度 (2019年度)から
第1段階	市民税 非課税世帯	軽減対象 約18,000人 (20.0%)	軽減対象 約30,000人 (34.4%)
第2段階			
第3段階			
第4段階	市民税課税世帯 で本人非課税		
第5段階 (基準額)			
第18段階	市民税 本人課税		

※人数は平成30年度（2018年度）の介護保険料本算定時点であり、第1号被保険者数（65歳以上）は86,066人。

2 改正内容について

国基準(案)では、消費税引上げは本年10月のため、平成31年度(2019年度)は段階的に半分の軽減を行います。

国基準(案)

軽減

軽減

保険料 段階	平成27年度 (2015年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	軽減幅
第1段階	基準額×0.45	基準額×0.45	基準額× <u>0.375</u>	基準額× <u>0.3</u>	0.15
第2段階	基準額×0.75	基準額×0.75	基準額× <u>0.625</u>	基準額× <u>0.5</u>	0.25
第3段階	基準額×0.75	基準額×0.75	基準額× <u>0.725</u>	基準額× <u>0.7</u>	0.05

2 改正内容について

国の定める軽減幅を上限として、保険料率の軽減幅は市の裁量で決めることができます。

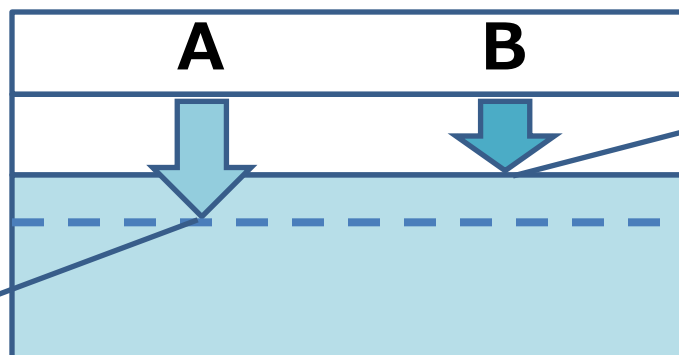
本市の介護保険料段階（第2段階及び第3段階）は、平成30年度（2018年度）の国基準より低く設定していることから、次の2通りの軽減方法を検討します。

パターンA = 国の定める軽減幅上限まで軽減

パターンB = 国基準(案)の軽減率まで軽減

(例) 本市の第2段階の場合（軽減前保険料率）

基準額×0.7



【パターンA】
基準額×0.45
(国基準(案)の軽減幅
上限まで軽減する)

【パターンB】
基準額×0.5
(国基準(案)の軽減率
まで軽減する)

2 改正内容について

本市第7期プランではできる限り低所得者の負担軽減に取り組んできたこと、また、消費増税による経済的影響を平準化する国の取組みであることから、パターンAで設定する方針。

パターンA = 国の定める軽減幅上限まで軽減 ← こちらで設定

パターンB = 国基準(案)の軽減率まで軽減

	保険料段階	平成30年度(2018年度)	平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)
パターンA	第1段階	基準額×0.45	基準額× <u>0.375</u>	基準額× <u>0.3</u>
	第2段階	基準額×0.7	基準額× <u>0.575</u>	基準額× <u>0.45</u>
	第3段階	基準額×0.725	基準額× <u>0.7</u>	基準額× <u>0.675</u>
パターンB	第1段階	基準額×0.45	基準額× <u>0.375</u>	基準額× <u>0.3</u>
	第2段階	基準額×0.7	基準額× <u>0.6</u>	基準額× <u>0.5</u>
	第3段階	基準額×0.725	基準額× <u>0.713</u>	基準額× <u>0.7</u>

2 改正内容について

平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)の介護保険料段階（見込み） 基準額 = 70,800円/年

パターンA = 国の定める軽減幅上限まで軽減

パターンB = 国基準(案)の軽減率まで軽減

	保険料 段階	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	軽減額 (平成30年度→平成32年度)
パターンA	第1段階	基準額×0.45 31,860円/年	基準額× <u>0.375</u> 26,550円/年	基準額× <u>0.3</u> 21,240円/年	10,620円/年
	第2段階	基準額×0.7 49,560円/年	基準額× <u>0.575</u> 40,710円/年	基準額× <u>0.45</u> 31,860円/年	17,700円/年
	第3段階	基準額×0.725 51,330円/年	基準額× <u>0.7</u> 49,560円/年	基準額× <u>0.675</u> 47,790円/年	3,540円/年
パターンB	第1段階	基準額×0.45 31,860円/年	基準額× <u>0.375</u> 26,550円/年	基準額× <u>0.3</u> 21,240円/年	10,620円/年
	第2段階	基準額×0.7 49,560円/年	基準額× <u>0.6</u> 42,480円/年	基準額× <u>0.5</u> 35,400円/年	14,160円/年
	第3段階	基準額×0.725 51,330円/年	基準額× <u>0.713</u> 50,480円/年	基準額× <u>0.7</u> 49,560円/年	1,770円/年

2 改正内容について

パターンAにより年間約2億2,000万円の公費を投入し、高齢者の約1/3にあたる低所得者（市民税非課税世帯者）を対象に介護保険料の軽減強化を実施します。

※軽減対象者数は平成30年度（2018年度）介護保険料本算定時点であり、第1号被保険者数（65歳以上の方）は86,066人。

	軽減対象	平成31年度 (2019年度) 軽減総額	軽減に要する 吹田市負担額 (4分の1)	市民一人 当たりの 負担額※
パターンA	低所得者 29,603人 (34.4%)	約2.2億円	約5,600万円	約150円
パターンB		約1.9億円	約4,800万円	約130円

※人口は371,640人（平成31年（2019年）1月末日現在）

2 改正内容について

本市第7期プランではできる限り低所得者の負担軽減に取り組んできたこと、また、消費増税による経済的影響を平準化する国の取組みであることから、パターンAで設定する方針。

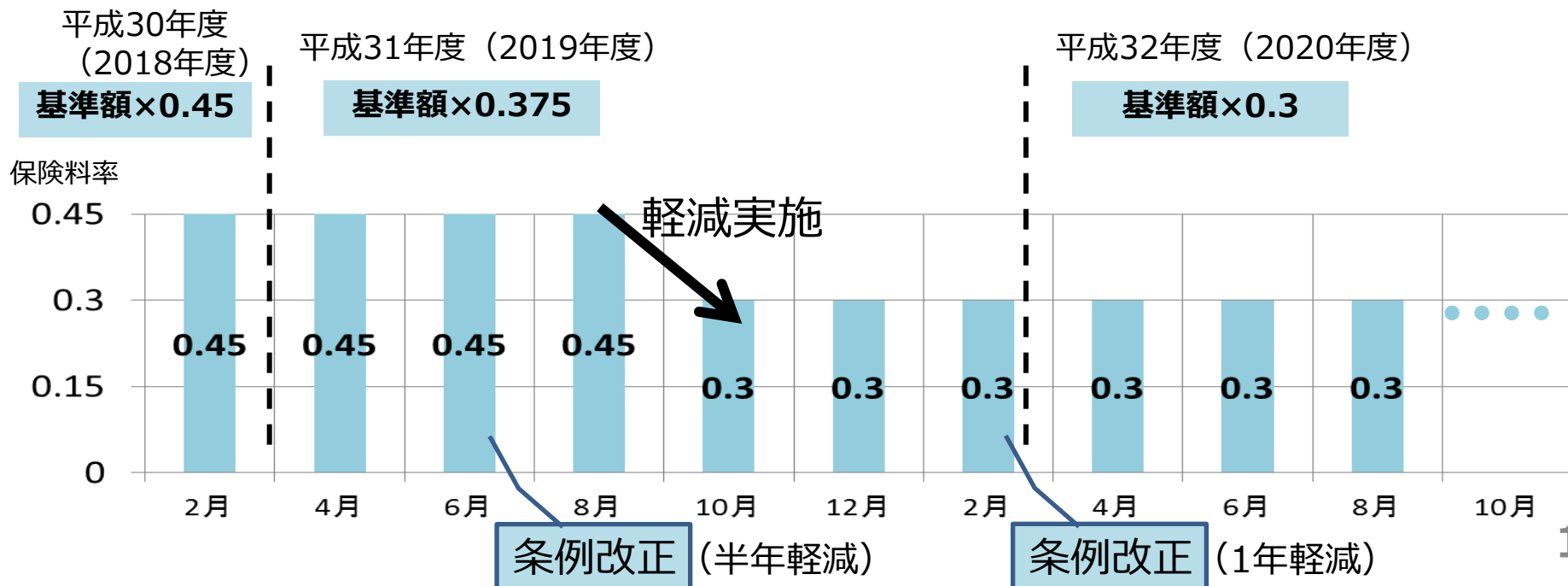
ただし、国と府の負担金が急に無くなってしまうこともリスクとして考え、次の第8期プラン以降の保険料率設定は慎重に行う必要がある。

	メリット（強み）	デメリット（弱み）
パターンA	できる限り低所得者の負担軽減に取り組むことができる	吹田市の公費負担額が多くなる
パターンB	吹田市の公費負担額が少ない	これまでの一貫した「低所得者支援」の姿勢が維持できなくなる

3 今後の展望（予定）

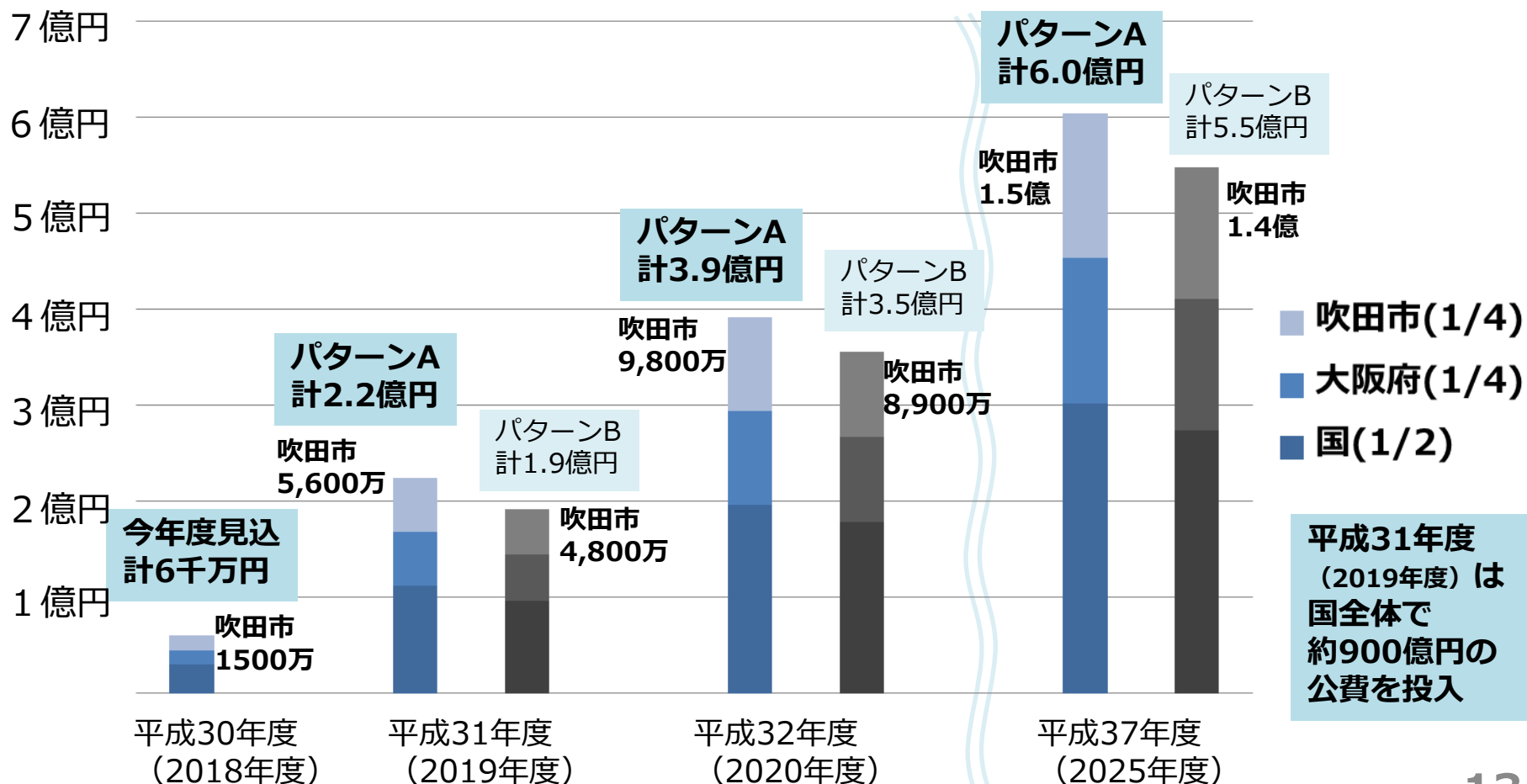
3月下旬頃に国の政令が公布されてから、
7月の介護保険料本算定の際に軽減強化を実施します。

（例）第1段階の方が年金天引きで納付する場合




3 今後の展望（予定）

保険料軽減が継続した場合の本市における
将来的な公費負担見込額 ※第7期年輪プランに基づく見込み値。 (単位：円)



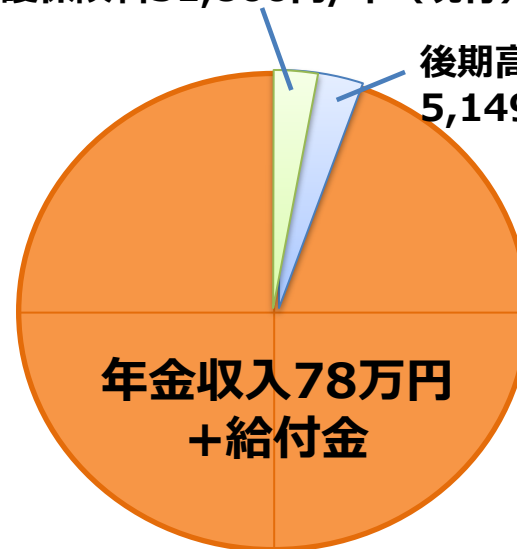
参考1 負担シミュレーション



梅子さん（80歳）無職
 一人世帯（市民税非課税）
 国民年金(老齢基礎年金) 年78万円
 老齢年金生活者支援給付金 月5千円
 合計所得金額 0円

介護保険料31,860円/年（現行）

後期高齢者医療保険料
5,149円/年（現行）



	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
年金収入 (2019年度から給付金支給)	78万円	81万円	84万円
介護と医療の保険料 (年金収入からみた比率)	3.7万円/年 (4.7%)	3.2万円/年 (4.1%)	2.6万円/年 (3.4%)

※後期高齢者医療保険料は平成30年度分。

0.6pt軽減

0.7pt軽減

参考2 負担シミュレーション



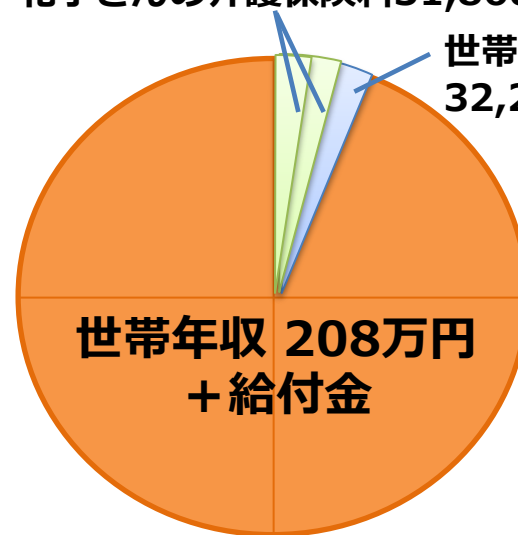
太郎さん（70歳）元自営業（現在無職）
 市民税非課税
 国民年金(老齢基礎年金)他 年130万円
 合計所得金額 10万円



花子さん（70歳）無職（専業主婦）
 市民税非課税
 国民年金(老齢基礎年金) 年78万円
 老齢年金生活者支援給付金 月5千円
 合計所得金額 0円

太郎さんの介護保険料51,330円(現行)
 花子さんの介護保険料31,860円

世帯の国民健康保険料
 32,280円(現行)



	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
世帯の年金収入 (2019年度から給付金支給)	208万円	211万円	214万円
介護と医療の保険料 (年金収入からみた比率)	11.5万円/年 (5.6%)	10.8万円/年 (5.1%)	10.1万円/年 (4.7%)

※国民健康保険料は平成30年度分。

0.5pt軽減

0.4pt軽減